

動き始めた電子マネー法の策定

「電子マネー法（仮称）」の策定作業が 99 年春の通常国会での成立を目指し動き始めた。大蔵省が事務局となっている「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会（通称、第 2 次マネー懇）」は、98 年 6 月にその検討結果を取りまとめ、報告書を金融制度調査会に提出した。同報告書を受けて、大蔵省金融企画局において「電子マネー法」の法制化作業に着手する運びとなっている。

電子マネーについては、経済的・技術的研究及び実証実験がすすめられ、実用化・汎用化が間近に迫っている。しかしながら、電子マネーに関する発行、流通において発生する法的問題への対応は整備されていない。

欧米においても電子マネーについての議論及び法的規制は様々である。本レポートでは、第 2 次マネー懇の報告書と各国の現状を踏まえ、我が国における電子マネーに関する法制化について検討する。

1. 電子マネー・電子決済とは

電子マネー・電子決済とは、法的にどのようなものとして認識したらよいか。最近発表された報告書では、以下のように定義されている。

1) 第 1 次マネー懇の報告書

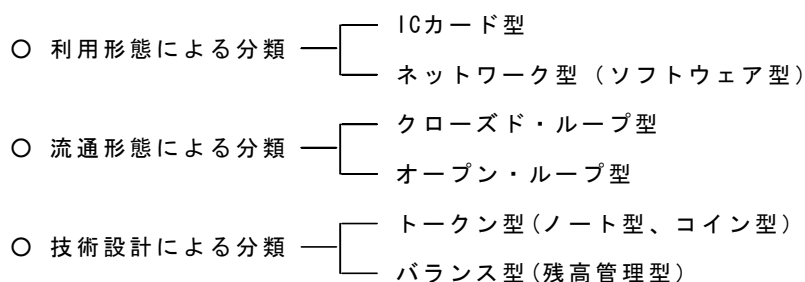
電子マネー・電子決済に関する環境整備のための論点整理のため、大蔵省が事務局となって「電子マネー及び電子決済に関する懇談会（第 1 次マネー懇）」が組織され、96 年 7 月～97 年 5 月の間、検討を行った。その結果、97 年 5 月 23 日に公表された報告書によれば、電子マネーは、図 1 のように利用形態、流通形態、技術設計によって分類できる。

電子決済については、決済手段の電子化と決済方法の電子化に大別できる。決済手段としては、一般的な換金性があるかどうか、決済方法としては現金かクレジット経由かによって、現在進行中の電子マネー・電子決済プロジェクトを分類することができる。

なお、電子マネーがはじめて法律上認識されたのは 97 年に改正された外為法である。電子マネーの定義については、外為法 6 条 1 項 7 号ハに明記されている。すなわち、「証票、電子機器その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの」とされている。電磁的

方法とは、「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法」であり、外為法上の支払手段としての電子マネーは「その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるもの」に限られている。だが、通貨と近似したもの政令指定はまだ行われていないことから、外為法の支払手段に該当する電子マネーは現段階ではないようだ。

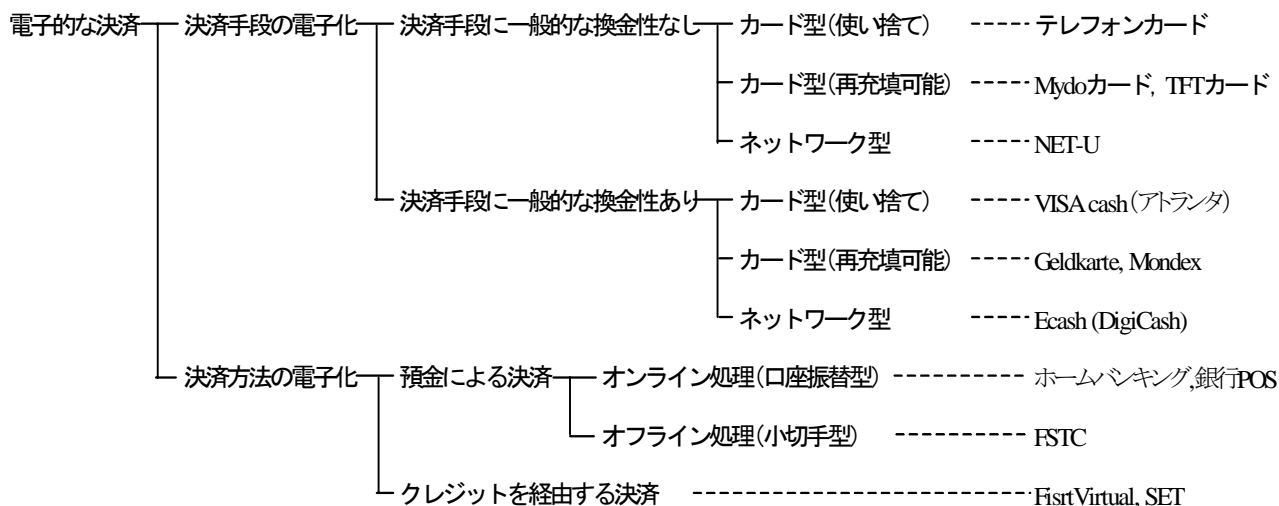
図1 電子マネーの分類法



(注) クローズド・ループ型とは「発行体→利用者→事業者→発行体」と一巡してクローズするもの、オープン・ループ型とは商取引に何度も使用できるものである。

(出所) 第1次マネー懇報告書資料

図2 電子マネー・電子決済プロジェクトの分類



(出所) 第1次マネー懇報告書資料

2) 電子マネー実現研究会の報告書

98年4月に公表された電子マネー実現研究会¹の「電子マネー実現に向けての法的検討」と題する報告書では、実験段階で様々なタイプが発行されている電子マネーについて、次のようにまとめられている。

広い意味での電子マネーを、使用場面に着目すると、「ネットワーク取引（いわゆる電子商取引）」タイプと「対面取引型」タイプの2つに分類できるとされている。

また、決済の仕組みに着目すると、以下の4タイプに分類できるとされている。

- ① ネットワーク上でクレジットカード情報および取引情報を送付することにより、既存のクレジットカード決済を実現するタイプ
- ② ネットワーク上で振込指図を行うことにより、既存の預金振込決済を実現するタイプ
- ③ ネットワーク上で小切手情報をやりとりすることにより、既存の小切手類似の決済を実現するタイプ
- ④ 利用者が、発行者に対する預金ないし現金の前払と引換に、発行者から携帯可能なIC（集積回路）カードやハード・ディスク等の記憶デバイスにデジタル情報の発行を受け、ネットワーク取引または対面取引において、商品やサービスの提供と引換に、その提供者に対し同情報を「移転」する方法により、既存の現金支払類似の決済を実現するタイプ

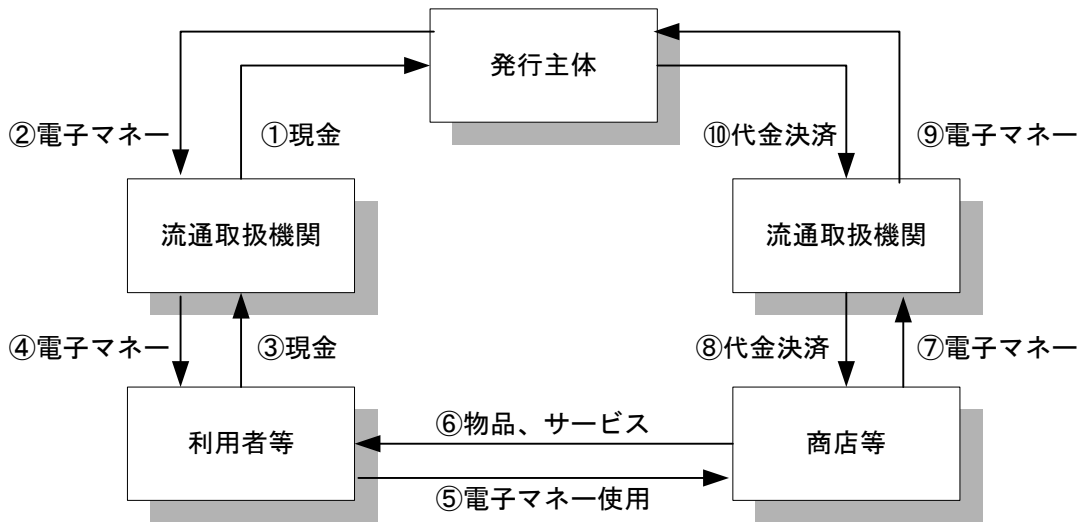
2. 電子マネー・電子決済のスキームの典型例

電子マネー・電子決済のスキームを実体に即してみると、共同発行体型、個別機関発行型および決済方法提供型がある。

共同発行体型の代表例としては、Mondex があげられる（図3）。

¹ 法律事務所をはじめとする実務家を中心に、97年2月～7月の間、実用化され、あるいは実証実験中の電子マネーについて法的検討を行い、電子マネー利用契約の基本モデルを作成した。

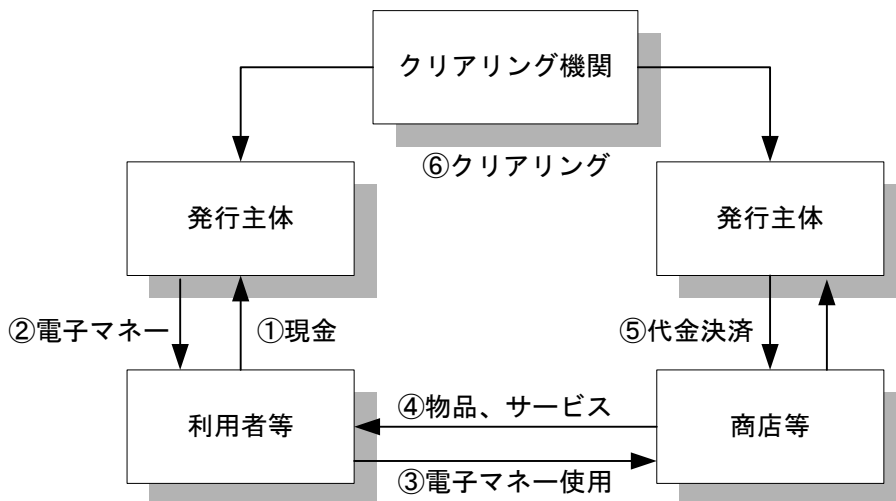
図3 共同発行体型



(出所) 第2次マネー懇報告書資料

個別機関発行型の代表例としては、VISA キャッシュ、スーパーキャッシュ、ゲルトカ
ルテがあげられる (図4)。

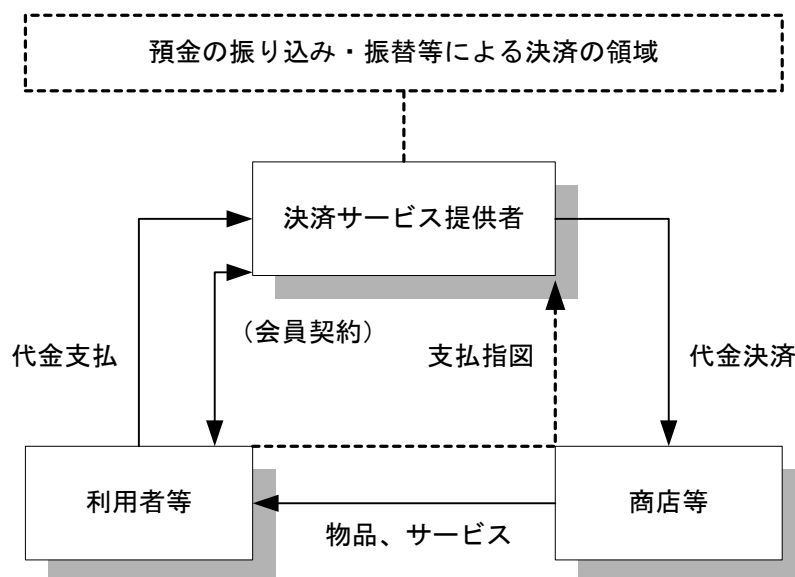
図4 個別機関発行型



(出所) 第2次マネー懇報告書資料

決済方法提供型はネットワーク上での代金決済に利用されるものであり、代金支払い、支払指図、代金決済のタイミングの違いにより、さらに前払型、後払型、連動決済型に分類できる。それぞれ、NET-U、クレジット決済などが代表例である（図5）。

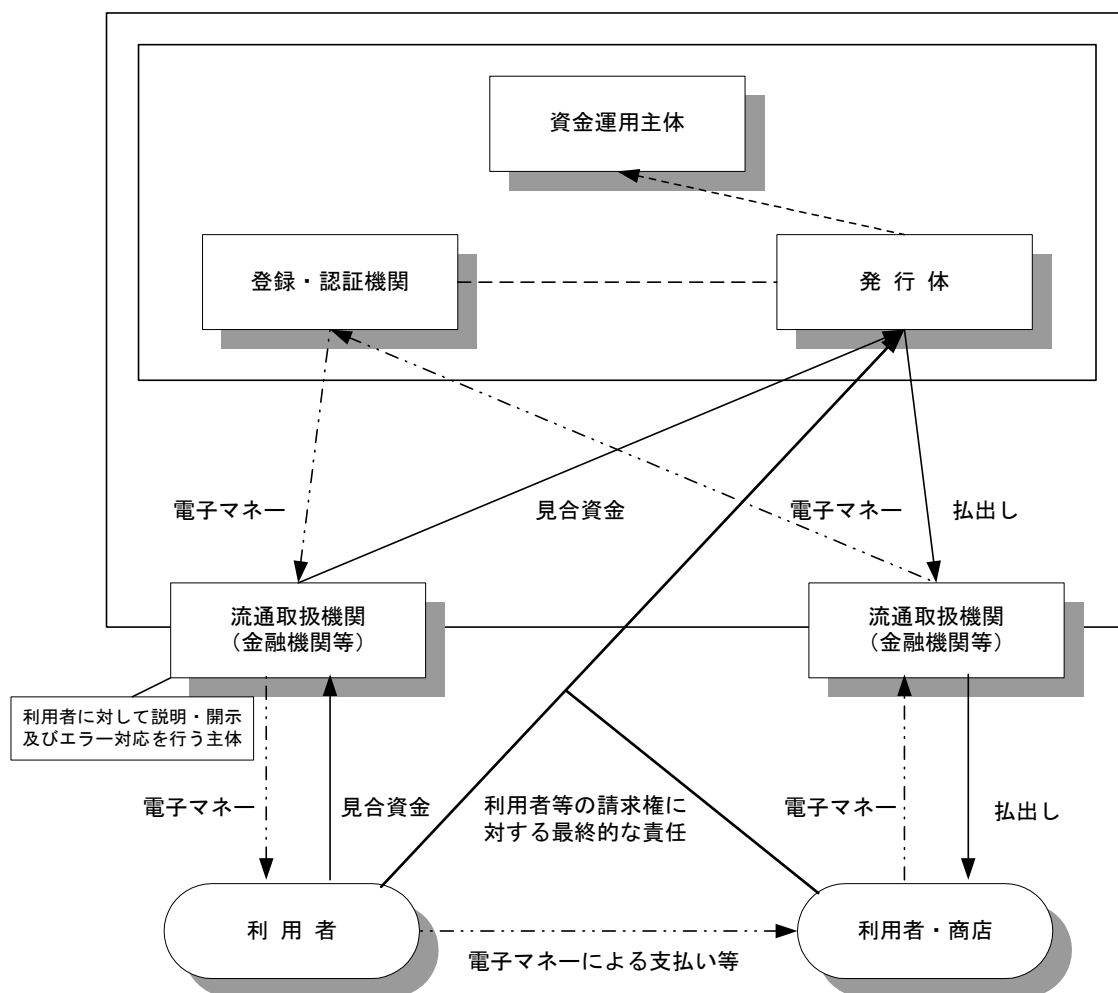
図5 決済方法提供型



(出所) 第2次マネー懇報告書資料

以上の実例をもとに、電子マネー・電子決済のスキームを総括したものが図6である。

図6 典型的な電子マネー・システムの全体構造



(注) 説明・開示及びエラー対応を行う義務を負うことと利用者に対し電子マネーの商品内容等に関する最終的な責任を負うこととは必ずしも一致しないことに留意する必要がある。

(出所) 第2次マネー懇報告書資料

3. 第2次マネー懇の報告書の概要

96年7月より約1年間、第1次マネー懇において行われた電子マネー・電子決済に関する環境整備に関する論点整理に続いて、97年6月には、金融制度調査会により、「電子マネー・電子決済の発展・普及のための環境の整備は、21世紀に向けた金融システム改革の一環として取り組むべき課題であり、速やかに具体的な施策に関する検討を進め、所要の

措置を講じていくことが求められる」という答申がなされた。

第2次マネー懇は、金融制度調査会の下での懇談会として、97年10月に発足し、電子マネー及び電子決済に関する具体的な制度整備のあり方等について検討を行った。その結果が報告書にまとめられ、98年6月17日に金融制度調査会に提出された。

同報告書を受けて、大蔵省金融企画局において「電子マネー法（仮称）」の法制化作業に着手する運びとなっている。以下では、第2次マネー懇の報告書を概観する。

1) 電子マネー法の必要性

電子マネー・電子決済について、幅広い事業者による参入を促しつつ、利用者保護及び決済システムの安定性を確保するという政策目的の下で、新たな立法措置すなわち、「電子マネー法」を含む法的な制度整備が必要であるとしている。新たな規制体系の構築に当たっては、今後登場する新たな形態のサービスに対応できるよう、機能面に着目して以下の3点に基づき必要最小限なものとするべきであるとしている。

- ①電磁的な方法により支払指図等の決済に関する情報が処理され、そのプロセス全体を管理する責任を有する単一の主体が存在しない決済サービスの提供に対する利用者の信認の確保
- ②電子マネーと見合いで利用者から受け入れられた資金の保全
- ③決済インフラとしての性格を持つ電子マネーによる決済の安全性の確保

さらに、電子マネー・電子決済の制度整備に当たっては、国際的整合性、健全な普及・発展に応じた制度見直しに配慮すべきであるとしている。

2) 電子マネー法のキーワード

電子マネー法の対象として、「電子マネー」、「発行見合資金」、電子マネーの「発行体」、「電子マネー・電子決済」および「決済サービス提供者」が定義されている。

- ①電子マネー：利用者から受け入れられる資金（「発行見合資金」）に応じて発行される電磁的記録を利用者間で授受、更新することによって決済が行われる仕組み、または、その電磁的記録自体をいう。
- ②発行体：発行見合資金に係る利用者の請求権に対する最終的な責任を負っている主体
- ③電子マネー・電子決済：電子マネーを含め、決済に関する情報が電磁的な方法により処理され、そのプロセス全体を管理する責任を有する単一の主体が存在しない決済の仕組み
- ④決済サービス提供者：電子マネー・電子決済に係る決済の仲介または最終的な執行を行う主体

これによると、電子マネー・電子決済には、ICカードを用いた電子マネー、クレジット

やプリペイドの仕組みを利用したインターネット上での決済サービス、インターネット・バンキング等が含まれることになる、とされている。

3) 取引の信頼性と発行体の適格性の確保

報告書では、電子マネー法の制定に対して、電子マネー・電子決済に係る取引の信頼性の確保と発行体の適格性の確保という2点からのアプローチがとられている。取引の信頼性の確保の観点からは**決済サービス提供者の役割**が、発行体の適格性の確保の観点からは**電子マネー発行体の参入と発行見合資金の管理**がクローズ・アップされている。

(1) 決済サービス提供者の役割

①利用者に対する情報の提供

電子マネー・電子決済は、オープンなネットワークやシステムを用いる決済サービスであり、決済に関する情報処理のプロセス全体に責任を負う主体が存在しない。利用者の決済処理を確実にするため、決済サービス提供者（決済の仲介を行う者がある場合には、その者）がその責任主体となって、利用者に対する情報提供義務を負うこととすべきであるとされている。

取引ルール²や利用者の取引履歴などの情報提供が、実質的に利用者保護が図られるような方法で行われるよう、弾力的に取り扱うことが適当であるとしている。

②公正な取引ルールの形成

利用者と決済サービス提供者との責任分担等については、立証責任の転換や保有残高の制限等のルールが考えられるが、当面は、決済サービス提供者の自主的な努力等を促すことが適当である、とされている。

また、商品購入等の際における決済サービス提供者の責任についても、電子マネー・電子決済の高い支払完了性を妨げないよう、一律の規制はすべきでないとしている。

電子マネー・電子決済の利用に伴う個人情報の集積や、集積された個人情報の利用範囲等について適正な管理や利用者の了解を得ること等が必要であるが、具体的な制度整備に当たっては、電子商取引や取引一般に係る個人情報全般の取扱いの問題に波及することから、その進捗状況を展望しつつ検討していく必要があるとしている。

² 開示されるべき重要項目として、(1)決済サービス提供者の責任、(2)利用者の責任、(3)カード等の紛失時の通知先、(4)取引履歴の受領方法、(5)エラー対応手続き、(6)使用不能となった場合の対応、(7)電子マネーの換金性の有無、(8)採用したセキュリティ技術等が掲げられている。

(2) 行政の関与

① 決済サービス提供者は届け出制

電子マネー・電子決済に係る取引の信頼性確保のための枠組みに対する基本スタンスは、決済サービス提供者の自主的な努力や関係団体による自主的な規律が中心的役割を果たすべきであり、監督当局による関与は、決済サービス提供者の所在の届け出により把握するなど、利用者保護のための制度が実効性を持つことを担保するために必要最小限のものとするべきである。

② 電子マネー発行体の参入規制

電子マネー・電子決済に関する発行体事業への参入は、取引の信頼性を確保した上で、金融機関以外にも広く認めるべきであるとしている。また、電子マネー事業が他の業務との相乗効果が大きく、多様な主体の参入による様々なサービスの提供がその発展・普及には必要なことから、他業との兼業を認めるべきである、としている。

電子マネーの発行体は、利用者の信認を確保するために必要な財産的基礎や規制を遵守し得るような一定の適格性を有すること、および監督当局による適格性や技術面を含む適正な業務運営、内部管理体制等についての審査が行われることが、必要であるとしている。

また、電子マネーが決済インフラとなるかどうかの機能によって発行体の事業を区分する必要があるとしている。例えば、一般的に元本の返還が約された電子マネーや、一般的かつ広範な決済手段として実質的に現金や預金による決済に近似した機能を果たしうる電子マネーについては、それ以外の電子マネーと参入要件を区別すべきであるとしている。

③ 電子マネー発行体の検査・監督

監督当局は、電子マネーの発行体に対し、規制の遵守状況に関する検査監督権限を有していることが必要である。こうした検査監督は、発行体の負担や監督当局の人的体制にも配慮し、明確な基準に従って簡素な方法で行われる必要があるとしている。

銀行等の金融機関についても、電子マネーの発行体に係る制度を横断的に適用すべきである、としている。

(3) 発行見合資金の管理・運用

① 分別管理

決済インフラとしての性格を持つ電子マネーについては、発行見合資金が確実に払い戻されるよう、信託、個別保証、供託等の方法により、他の業務に係る資産・負債との分別管理が求められている。発行体の破綻の場合にも、その影響が発行見合資金に及ぶリスクを遮断し、利用者の実体的権利保護を図るため、分別管理及び優先弁済の確保等が必要である、としている。

②運用の3要件

発行見合資金の管理・運用に当たっては、信用リスク・価格変動リスクが小さいこと、十分な流動性を有していること等の要件をいずれも満たしていることが必要であるとしている。さらに、発行見合資金の管理・運用がこれら3つの要件を充足することを外部からのチェックによって担保できるよう、電子マネーの発行体は、運用資産の時価評価、個別保証の内容など発行見合資金の管理・運用の状況に関して、十分な情報開示を行うことが必要である。

③発行体破綻等における発行見合資金の返還

電子マネーの発行体が事業を継続できなくなる場合に、分別管理された発行見合資金について、他の債権者に先立って利用者に返還される仕組みを制度上定める必要があるとしている。

発行体破綻時に、発行見合資金が円滑に返還されるよう、決済サービス提供者には、事業への参入に際し、第三者を利用者の権利の確認等のための事務代行者として指定しておくことが求められる、としている。

4) その他の課題

その他の課題としては、技術的セキュリティの確保、不正利用対策、電磁的記録の民事法上の位置づけなどが挙げられている。

安全な電子マネー・電子決済の実現に当たっては、決済サービスの自主的なセキュリティ確保の努力だけでなく、全体としての技術的安全性の向上を促進するため、発行体のセキュリティ対策の状況について情報開示を求めていくことが必要である、としている。

犯罪、不正利用対策としては、電子マネー・電子決済のセキュリティの確保、偽変造を個別に追跡しうる仕組み等の技術的な対応や利用限度額の設定の工夫等の適切な対策のほか、変偽造等についての刑事法上の手当を検討することが必要であるとされている。

民事法上の課題としては、財産的価値を有しているかのように観念された電磁的記録の移転を、第三者との法的関係等から、どのように位置づけていくかの検討が必要であるとしている。この検討に当たっては、電子署名・電子取引等に係る国際的な動向を踏まえつつ行うことが指摘されている。

4. 欧米における法的取組み

1) 米国

米国では、VISAキャッシュの大規模な実験が既に行われているように、電子商取引は、民間のイニシアティブで発展させていくべきものとの認識が根強い。連邦法上、電子マネーの発行に関しては、特別な法律はないため、国法銀行は電子マネーの発行に際して特別の認可を必要としない。銀行が電子マネー発行会社に出資する場合は認可が必要となる。

一方、為替業者に係る州法(Money Transmitter Laws)は、電子マネーの発行する非預金取扱機関に免許取得を求めている。非銀行為替業者(non-bank money transmitters)に対して投資基準を規定する州がある。一方、州レベルでは、ユタ州、フロリダ州、ワシントン州など約20州において、電子商取引の包括的な立法の動きがある。

ただ、顧客保護の観点から法整備の必要性は高まっている。銀行、ノンバンクなどについて、取引約定の明示、取引明細の送付、責任範囲の限定などの消費者保護に関する規定については、電子資金移動法(Electronic Funds Transfer Act)が適用される。例えば、利用者が電子マネー(例えばICカード)を紛失し、それが不正使用された場合、50ドルを超える部分の支払義務はないとされている(50ドル・ルール)。

電子資金移動法によると、電子資金移動とは、小切手、手形あるいは同様の証書によって生ずる取引とは別に、金融機関に貸借勘定の付け替えについて注文し、指示し、あるいは権限を与えるように、電子端末、電送機器あるいはコンピュータや磁気テープを通じて発生するあらゆる資金移動をいう、とされている(1693条a(6))。

また、預金保険に加入している金融機関の発行する電子マネーは、電子マネーの利用者がその裏付けとなる口座資金があれば保険の対象となるが、ストアド・バリュー型の電子マネーは、預金保険の対象ではないとの見解が示されている(FDIC 長官意見第8号、1996年8月2日)。

2) 英国

英国では、1995年にスウィンドン市でMondex³がICカード型の電子マネーの先駆けとなっているが、電子マネーそのものを規制する法律はない。むしろ、コモンローや既存の法律によってカバーされている。したがって、法律上電子マネーの定義は特になされていない。現行法においてMondexなど、預金受入れの性質を持たない電子マネー発行計画における銀行でない発行者は、認可を得る必要がない。逆に、預金受入れの性質を持つ電子マネー発行計画に参加する非銀行は認可が必要となっている。

³ 英国系銀行に設立されたが、現在は、大手クレジット・カード会社のマスターカード・インターナショナルの傘下にある。

不正使用・盗難・紛争などについては、銀行または住宅金融組合に対しては、銀行取引準則(Code of Banking Practice)の規定に従うこととなっている。

個人情報の管理については、データ保護法 (Data Protection Act 1984) が適用されることになっている。また、紛争や不公平な取引条件は、公正取引法(Fair Trading Act)、消費者契約法(Unfair Terms in Consumer Contracts Act)で解決し、紛失、誤用については、銀行取引準則(Code of Banking Practice)で対応することになっている。

さらに、99年からは、金融業界が一体となって、磁気方式のキャッシュカードやクレジットカードなどを、情報の記憶容量が大きいICカードに3年かけて順次切り替えることとしている。新型カード導入計画は、マスターカード、ビザ、ユーロペイなど欧米カード会社の協力を得て、パークレイズ銀行やナショナル・ウエストミンスター銀行はじめ14の有力金融機関で組織する「英国支払決済協会 (APACS)」が主導する。

3) フランス

フランスでは、電子マネーについての法律上の定義はないが、学説では、「電子マネーは、電子媒体に蓄積され、デジタル化された貨幣の証拠である」とされている。不正使用や紛争に対しては民法が、盗難に対しては銀行の諸規則で対応するようになっている。

1984年銀行法によれば、金融機関以外のものが銀行業務を行うことができない(10条)。銀行業務とは、大衆から資金の収受、信用供与、顧客への利便性の確保、支払手段の管理であり、支払手段とは、使用される媒体や技術的な手続きに関係なく、資金を他者へ移動させるあらゆる手段を含むと規定されている(1,4条)。その銀行業務には一定の財やサービスを購入するためのバウチャーやカードを発行する場合には適用されない(12-5条)。すなわち、限定目的型プリペイド・カードを除いて電子マネー発行者は銀行に限定されている。電子マネーの発行には特別な認可は不要だが、金融機関を監督するフランス銀行(BOF)に発行計画を事前に届け出る必要があるとして、汎用性のある電子マネーの発行は銀行に限定されると解釈されている。

4) ドイツ

ドイツでは、ドイツ金融業中央委員会を中心に、ICカードを使った電子財布型の電子マネー「ゲルトカルテ」の普及を推進している。それに伴い、電子マネーに関する法整備も本格化している。通信サービス法、通信サービス個人データ保護法、電子署名法、刑法改正などを含む情報通信社会の法的基盤となるものとして、97年7月に情報・通信サービスに係る連邦法(通称マルチメディア法)が制定された。

一般的に、電子マネーは、電子的手段による即時支払い、現金の代わりとしてのプリペイドカードによる支払い、利用者アカウントに即時にデビット(支払のための資金移動)

しないクレジットカードや銀行カードによる支払いは含まれないとされている。

銀行法（あるいは信用制度法、Kreditwesengesetz）の改正により、98年1月より、電子マネーはカード型電子マネーおよびEキャッシュと定義されるとともに、その範囲の電子マネーの発行業務は銀行業務であるとされた（同法1条11号、12号）。不正使用・盗難・紛争などは、民法が適用される。また、紛失時の扱い等については、基本的に銀行取引約款を改正して対応できるとしている。

銀行が電子マネーを発行する場合には、連邦銀行監督局(Federal Bank Supervisory Office)から電子マネー発行業務に対する免許を取得する義務がある。銀行以外の業者が電子マネーの発行等の業務を行う場合には銀行免許が必要とされる。つまり、電子マネーの発行業務は銀行に限定されているということである。

なお、限定目的型（2面型）のプライベート・カードの発行には銀行免許は要求されない。業務分野に制限のない銀行がプリペイド・カード型あるいはネットワーク型の電子マネーを発行するには、特別の認可は不要とされている。

5. 電子マネー法に期待すること

1) 我が国金融機関等の対応

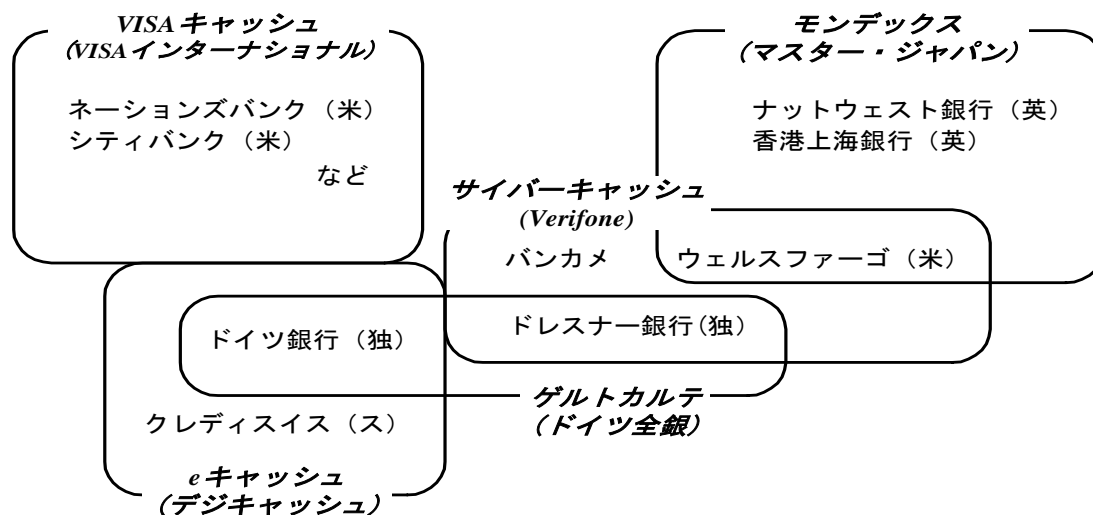
我が国金融業界の電子マネー・電子決済への取組みはどうなっているのだろうか。95年頃から、都市銀行が大学構内や臨海副都心の新しいオフィスビルといった一部地域でICカード方式の電子マネー実験を進めている。また、銀行と利用者を双方向で結ぶインターネット・バンキングは、住友銀行が97年1月に始めて以来、現在では三和銀行、あさひ銀行のほか、地銀、信金において行われている。東京三菱銀行は、98年7月に、マイクロソフト社と提携し、「Money」独自のパーソナル・ファイナンス・ソフトを介したインターネット・バンキングを開始した。

直近では、クレジットカード10社、都銀8行を含む金融機関10社などが参加するICカード（VISAキャッシュ）実証実験「渋谷スマートカードソサエティ・プロジェクト」が98年7月16日に始まった。この実験では、カード会社のサービスが先行し、9月7日から金融機関のサービスが開始した。このほかにも、各地で各団体が様々な実験を進めている。

我が国では、現金に対する信頼性が高く、かつ自動口座引き落としなどのシステムが充実・普及していることから、電子マネー・電子決済に対する関心は低かった。97年に入ってようやく、インターネット・バンキングやテレフォン・バンキングなどは既にサービスを提供し始めている。クロスボーダーの取引の拡大やインターネットの普及により、既に先行している欧米の金融機関やクレジット業界において、電子マネー・電子決済への取組

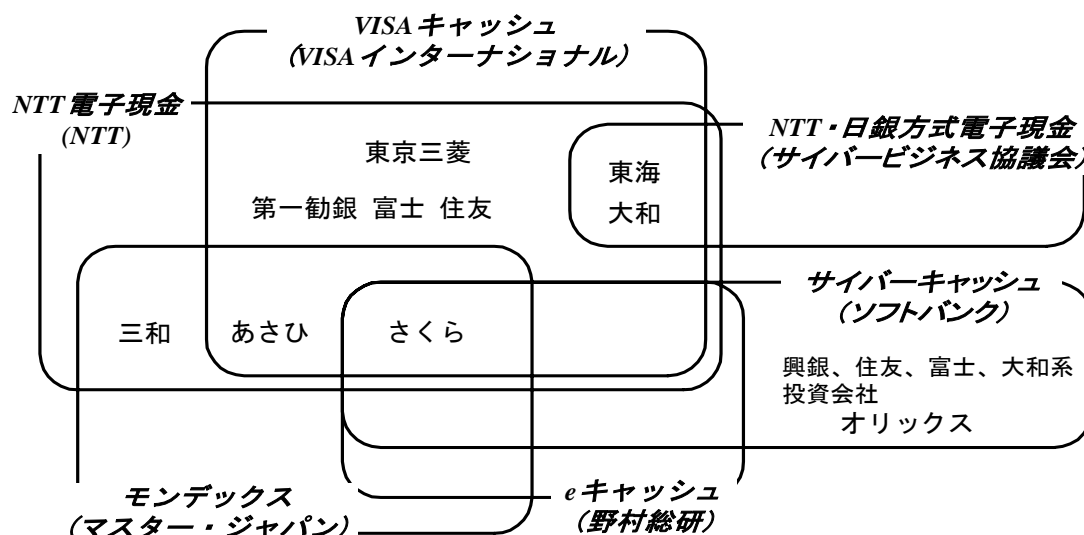
みがさらに進展しつつあり、この分野において、我が国金融業界との距離は広がる傾向にある。98年7月より東京・渋谷において行われているのは VISA キャッシュの実験であり、これは、米国におけるシステムを我が国に導入するものである。さらに、英国で発展したスキームでの電子マネーが入ってくる可能性もある。今後は、どの国のどのスキームがデファクト・スタンダードになるかといった動向が焦点となってくる（図7、8参照）⁴。

図7 海外の電子マネー勢力図



(出所) 野村総合研究所作成

図8 我が国の電子マネー勢力図



(出所) 野村総合研究所作成

⁴ そのほか、ベルギーのプロトン、オランダのチップーなども急速に普及している。

2) 今後の動向

金融制度調査会、保険審議会、証券取引審議会が統合された金融審議会（会長・貝塚啓明中大教授）は、宮沢蔵相より「21世紀を見据え、安心で活力のある金融システムの構築に向けて、金融制度及び証券取引制度の改善について」の審議を諮問されている。金融審議会は、98年8月6日に第1回会合を開催し、今後のテーマとして、金融サービス法とともに電子マネーを掲げた。電子マネーは、今後の金融法制のあり方についてのホットな話題となっている。

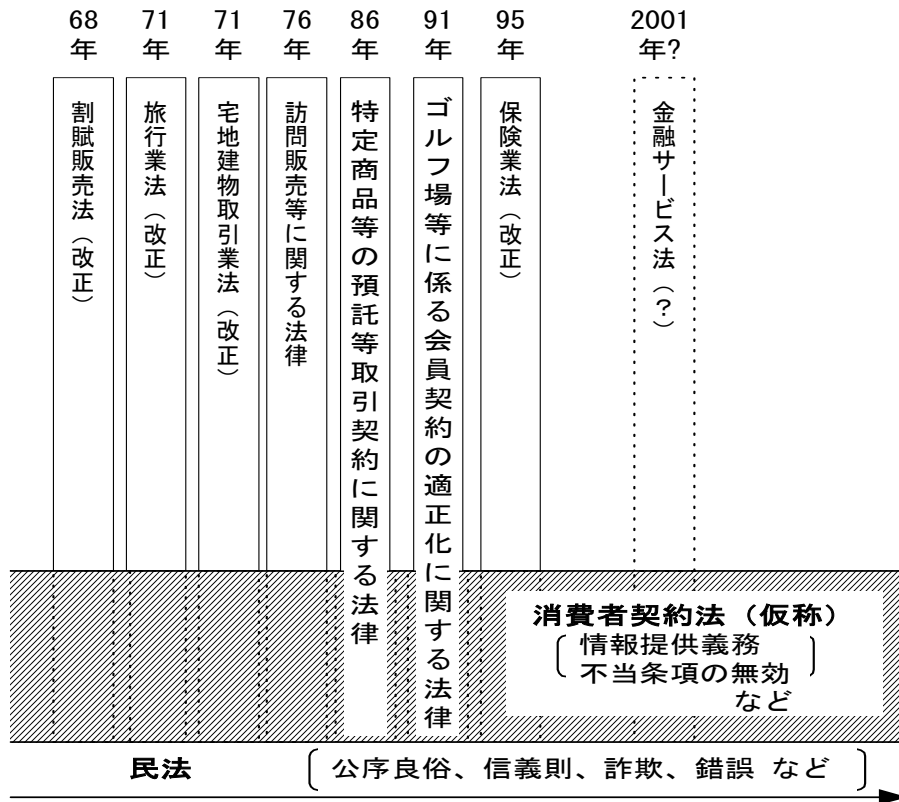
97年秋に、米国政府はインターネット上の電子取引を非課税にすると表明した際に示した電子商取引に対する政策5原則を公表している。そこには、電子商取引に関する法整備に当たって興味深い示唆がある。それによると、米国政府は、①電子商取引は市場原理に基づいて発展すべきで、規制によって行われるべきではない、②インターネットは双方向性の高いメディアなので、ユーザー自身が利用環境をコントロールできる余地が大きく、政府が介入するよりも利用者自身がコントロールするのが望ましい、③インターネットや電子商取引は生来グローバルなものなので、早期に世界規模での合意を作っておく必要がある、と唱っている。

今後、さらに、いくつかの電子マネー・電子決済の実験が行われる。これらの実験の結果を踏まえた上で、取引上重要かつ特有な問題が発生する可能性の高い場合においてのみ法制度を考えるという方法はとられないものだろうか。海外において法規制に先行して進めてきた試みをもとに我が国の法制度を構築するというのでは、そのスキームの変更に対応できなければ、法律上の混乱が生じることも懸念される。

また、電子マネー法が横断的に適用される方向で検討されていることから、電子マネー自体に関しては、プリペイド・カードの発行に関する「前払式帳票法」およびクレジットに関する「割賦販売法」などを、電子マネー発行者に関しては、「銀行法」や「出資法」など、既存の法制度との整合性も検討しなければならない。金融サービス法および消費者契約法といった包括的法制の構築が期待されている中で、電子的世界における個別の法律が果たして必要なのか疑問が残る（図9）。一方、電子マネーを発行した場合の見合い資金の分別管理が義務づけられることは、電子マネーの利便性および信頼性の確保には重要なファクターになるだろう。この場合、発行見合資金が出資法上の「預り金」に該当しない旨明記される必要がある。

電子マネー法は早ければ99年秋にも施行される見込みである。電子マネー法の策定に当たっては、業際を超えて、広く電子マネー・電子決済への参加を促進するとともに、電子商取引における金融イノベーションを阻害することのない範囲で取引の安全性が確保されるよう期待する。

図9 金融サービス法と消費者契約法との関係



(出所) 国民生活審議会消費者政策部会中間報告「消費者契約法(仮称)の具体的内容について」の参考資料

(橋本 基美)